

6 港湾関連事業料金

1) 艙内清掃料金

I 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

1トンにつき 単位：円)

| 前積貨物名 | 種 類 | 金 額 | |
|---------------------------------|--------------------------------------|-------|--------|
| | | 普通清掃 | 水洗清掃 |
| 穀 飼 鉄 石 肥 料 屑 鉄 石炭類 | 穀類、塩、砂糖、銑鉄、硫酸、加里、屑鉄 | 57.00 | 83.30 |
| | 石炭、鉄礦石、燐礦積、ポーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚蔵魚 | 60.60 | 94.30 |
| | 黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石 | 80.30 | 119.20 |

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、つぎのとおりとします。

- ① 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面ならびに船側の清掃を行う作業とします。
- ② 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による推薦清掃を併せて行う作業とします。

(2) 料金に記載のない前積貨物等

基本料金に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。又、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて書く割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種 別 | 内 容 | 割増率 |
|-----------|---------------------|-----------|
| 半 夜 作 業 | 16時30分から21時30分までの作業 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の10割増 |

3. 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

| 区 分 | 種 類 | 普通清掃 (14人) | 水洗清掃 (17人) |
|---------------------------|-----|---------------|---------------|
| 昼 間 (8時30分から16時30分まで) | | 54,840 | 66,584 |
| 半 夜 (16時30分から21時30分まで) | | 85,310 | 103,571 |

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、その事由が港湾関連事業者の積に帰さないものであるときに限ります。
 なお、1口の構成員が基準人数(普通清掃14人、推薦清掃17人)以外の場合は、本領金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

| 種類 | 普通清掃 (14人) | 水洗清掃 (17人) |
|--------------------------|---------------|---------------|
| 昼夜区分 | | |
| 昼間 (8時30分から16時30分まで) | 435,064 | 528,233 |
| 半夜 (16時30分から21時30分まで) | 435,064 | 528,233 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を運用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を運用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼夜荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれ最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(普通清掃14人、推薦清掃17人)以外の場合は、基準人数に係る料金に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

| 種類 | 港湾福利 分担金 | 港労法付加金 | | 労働安定 基金 |
|------------------------------------|-------------|--------|------|------------|
| | | 普通清掃 | 水洗清掃 | |
| 昼夜区分 | | | | |
| 穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄 | 25 銭 | 8 銭 | 15 銭 | 22 銭 |
| 石灰、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚 | | 8 | 15 | |
| 黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石 | | 15 | 15 | |

6. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

(1) 艙内清掃料金は船艙の容積（グレンキャパシティー）に対し適用し、容積は1.133立方メートルをもち

て1トンとします。

(2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艙内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

| 作業施工トン数（グレンキャパシティー） | |
|----------------------|---------------------------------------|
| 5,000トン未満 | 1.6 |
| 5,000トン以上20,000トンまで | 1.6~1.0 (1,000トンを増す毎に係数を0.04ずつ減ずる) |
| 20,000トン | 1.0（基本料金） |
| 20,000トン以上40,000トンまで | 1.0~0.8 (1,000トンを増す毎に係数を0.01ずつ減ずる) |
| 40,000トン以上50,000トンまで | 0.8~0.6 (1,000トンを増す毎に係数を0.02ずつ減ずる) |
| 50,000トン以上 | 0.6 |

8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上料金を申し受けます。
- (3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (4) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (5) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医療品、保護具等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) チェンソーを使用した場合には、1シフト1台につき3,500円を、又オイルカッターを使用した場合には、1シフト1台につき300円をそれぞれ申し受ける。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

2) 船積貨物固定区画料金

II 料金の種類及び額

1. 基本料金

| 品 目 | セキュアリング | 作 業 標 準 |
|-----------------------------|--------------|------------------------|
| コ ン テ ナ | 1個につき 3,262円 | ラッシング及びショアリング |
| ノックダウン自動車 | 1トにつき 251円 | ラッシング及びショアリング |
| 雑 貨 類 機械類(1個当たり5トン未満のもの) | " 426円 | ラッシング及びショアリング |
| 機械類(1個当たり5トン以上のもの) | " 333円 | ラッシング及びショアリング |
| 一般鋼材(口径12インチ未満鋼管含む) | " 214円 | ラッシング及びショアリング |
| 鋼管・コイル(口径12インチ以上のもの) | " 269円 | ラッシング及びショアリング |
| 小 型 車 | 1個につき 1,196円 | ロープ又はゲージワイヤーによる4点ラッシング |

(注) 上記基本料金は、チェーンソーオイルカッターの使用を含みます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- ① ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複した場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種 別 | 内 容 | 割 増 率 |
|-----------|---------------------|-----------|
| 半 夜 作 業 | 16時30分から21時30分までの作業 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の10割増 |

3. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

| | | |
|---------------------------|------------------|---------|
| 昼 間 (8時30分から16時30分まで) | 1口1時間につき (6人) | 23,483円 |
| 半 夜 (16時30分から21時30分まで) | 1口1時間につき (6人) | 29,170円 |

本料金は作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限り、

なお、1口の構成員が基準人数（6人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

| | | |
|------------------------------|-----------|----------|
| 半 夜 (16時30分から21時30分まで) | 1口につき(6人) | 186,298円 |
| 昼 間 (8時30分から16時30分まで) | 1口につき(6人) | 186,298円 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限り、

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を運用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を運用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼夜荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれ最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員人数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る金額とします。

5. コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次のとおりとします。

(1個につき 単位円)

| 区 分 | 1口の作業員数 | 20フィート型 | 40フィート型 |
|----------|---------|---------|---------|
| ドライコンテナ | 2人 | 7,600 | 11,400 |
| フラットコンテナ | 2人 | 12,200 | 18,300 |

(注)当該作業において、前項に掲げる 2. の割増料金、3. の待機料金及び4. の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6. 分担金等

| 品 目 | 港湾福利分担金 | 港労法関係付加金 | 労働安定基金 |
|---------------------------------|---------|----------|--------|
| コンテナ（1個につき） | 11円20銭 | 6円18銭 | 9円80銭 |
| ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類（1トにつき） | 1円36銭 | 75銭 | 1円19銭 |
| 小型車輛（1台につき） | 4円48銭 | 2円47銭 | 3円92銭 |

7. 消費税及び地方消費税の加算

- 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

8. 料金の適用方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は料金は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣習により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

9. その他

- 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨、雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- 高価品の明示のある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金申し受けます。
- 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り決め又は、慣習によります。

3) 荷直・荷造料金

(平成7年12月1日実施)
(消費税平成9年4月1日実施)

I. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金
① 荷直料金

(1口1日につき 単位円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------|-----|
| 船内荷直料金 | 217 |
| 沿岸荷直料金 | 652 |

(2) 沿岸荷直料金

(1口1日につき)

| 品 名 | 金 額 | |
|----------------|--------------------|------------|
| 本船接岸・はしけ揚撒貨物料金 | 902 | |
| 小麦・米 | | |
| コンテナ詰の撒貨物料金 | バン卸し袋詰 | バンよりベルト揚袋詰 |
| 麻 袋 | メイズ・大豆・雑豆 1,422 | 2,498 |
| | ハイキューブ 2,419 | — |
| フレコン | メイズ・大豆・雑豆 3,123 | 4,453 |
| | ハイキューブ 4,266 | — |

- (注) (1) 39kg未満の袋詰作業については委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付け等は別途料金を申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は次のとおりとします。

- ① 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ② 沿岸荷直作業は、舁揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ③ 沿岸荷造作業は、舁揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、構成人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて書く割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種 別 | 内 容 | 割 増 率 |
|-----------|---------------------|-----------|
| | 16時30分から21時30分までの作業 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の10割増 |

3. 待機料金
待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

| | 沿岸荷造 (1口2人) | 沿岸荷直・荷造(1口4人) |
|--------------------------|-------------|---------------|
| 昼間 (8時30分から16時30分まで) | 7,840 | 15,680 |
| 半夜 (16時30分から21時30分まで) | 12,195 | 24,390 |

本料金は作業開始時刻(昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分)以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。なお、1口の作業構成員が基準人数(船内荷直2人、沿岸荷直4人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る本料金とします。

4. 最低料金
最低料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

| | 沿岸荷造 (1口2人) | 沿岸荷直・荷造(1口4人) |
|--------------------------|-------------|---------------|
| 昼間 (8時30分から16時30分まで) | 62,197 | 124,394 |
| 半夜 (16時30分から21時30分まで) | 62,197 | 124,394 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (1) 作業手配の取消の場合
 - ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を運用します。
 - ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を運用します。
- (2) 半端荷役等の場合
荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼夜荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれ最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。
なお、作業構成員が基準人数(6人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員人数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る金額とします。

5. 分担金等

(1トンにつき)

| | 港湾福利分担金 | 港労関係付加金 | 労働安定基金 |
|--------|----------|----------|----------|
| 船内荷直料金 | 75 銭 | 41 銭 | 66 銭 |
| 沿岸荷直料金 | 2 円 24 銭 | 1 円 24 銭 | 1 円 96 銭 |
| 沿岸荷造料金 | 4 円 | 1 円 50 銭 | 3 円 50 銭 |

6. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. 料金の適用方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は料金は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣習により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、

8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 貨物のダメージ、変質、その他作業が困難な場合、フレコンの再利用の整備、又はパン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口の貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (4) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

4) 船積貨物警備料金

平成11年4月1日実施

I 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1口につき単位円)

| 項目 | 本船弦門 または 巡回警備料金 | 本船船艙 警備料金 | 舁運送 警備料金 | 貨物集積場 警備料金 |
|---------------------|----------------------------------|--------------|-------------|---------------|
| 昼間 (8時から17時まで) | 17,535～17,552 | | | |
| 夜間 (17時から翌7時まで) | 35,044～35,077 | | | |
| 半間 (17時から21時まで) | 夜間流金の5割 | | | |
| 一昼夜 (8時から翌朝8時まで) | 昼夜料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額 | | | |

(1) 作業範囲

基本料金が適用される範囲は、次のとおりとします。

- ① 「本船弦門または巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の弦門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。
- ② 「舁運送警備」は舁積貨物(場所は舁溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。
- ③ 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・パース、上屋(CFSを含む)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2) その他

各警備作業に要する口数は、そのつど委託者と協議の上、決定します。

2. 割増料金

| 種 別 | 内 容 | 割増率 |
|-----------|---------------|----------|
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の3割増 |

3. 手配取消の場合の料金

| 種 別 | 割増率 |
|-------------------------|-----------|
| 作業開始(昼間作業は8時、17時)1時間前まで | 基本料金の6割増 |
| 作業開始(昼間作業は8時、17時)1時間前以降 | 基本料金の10割増 |

作業手配の申し受けは、原則として前日の15時まで

4. 分担金等

| 区 分 | 昼間 (8時30分から 16時30分まで) | 半夜 (17時から 21時まで) | 前夜 (17時から 翌朝8時まで) |
|------------|-----------------------------|------------------------|-------------------------|
| (1)港湾福利分担金 | 60円 | 60円 | 120円 |
| (2)労働安定基金 | 52円 | 52円 | 104円 |

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. その他

- (1) 警備作業引受け時間帯に前後する関連作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の、別途料金を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
- (4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。